

# 独立家計調書

学部:	科類・学科:
学生証番号:	氏名:

【記入上の注意】※裏面を必ず熟読し記入してください。

- ①**独立で生計を営む者**は本紙を必ず提出してください。
- ②親族等からの仕送りや援助を受けている者は、独立した生計を営む者とは認定できません。
- ③一般の常識的生活を維持する収入(最低103万円)及び支出を前提として、それぞれの月額(単位 : 千円)を記入してください。
- ④不定期の収入は過去6ヶ月の平均で記入してください。
- ⑤収入と支出の整合性が保たれるように記入してください。

年 月 日

収入(月額)		令和元年度 (前年度)	令和2年度 (本年度)
定職 ( )	本人		
	配偶者		
アルバイト ( )	本人		
	配偶者		
奨学金 (日本学生支援機構)	本人		
	配偶者		
奨学金 ( )	本人		
	配偶者		
貯金・利子・配当	本人		
	配偶者		
仕送り等 ( )	本人		
	配偶者		
( )	本人		
	配偶者		
合計		千円	千円

支出(月額)	令和元年度 (前年度)	令和2年度 (本年度)
住居費		
食費		
水道光熱費・通信費		
授業料		
研究・勉学費		
健康保険費 医療費 税金		
子どもの養育費		
その他( )		
合計	千円	千円

# 独立認定について

独立して生計を営んでいる者と認定されるには、以下の①～④全てに該当している必要があります。

- ① 所得税法上、父母等の扶養家族でない者。<sup>\*1</sup>
- ② 昨年度及び今年度において、本人(又は配偶者)に独立した生計(授業料含む)を営むに足る収入があり、それに関する所得申告がなされ、課税(所得)証明書が発行される者。<sup>\*2</sup>
- ③ 本人(及び配偶者)の父母等と別居している者。<sup>\*3</sup>
- ④ 父母等(配偶者を除く)からの仕送りや援助を一切受けていない者。<sup>\*4</sup>

上記を証明する必要書類 (ア. ~エ. 全ての書類が必要です)

- ア. 父母等の市区町村役所発行 最新の課税(所得)証明書(扶養親族について記載のあるもの)
- イ. 父母等の令和元年分確定申告書第一表及び第二表【写】又は 令和元年分源泉徴収票【写】<sup>\*5</sup>  
(確定申告をしている場合は、必ず確定申告書【写】を提出してください)
- ウ. 本人(及び配偶者)の最新の課税(所得)証明書(市区町村役所発行、扶養親族について記載のあるもの)<sup>\*6</sup>
- エ. 本人(及び配偶者)の住民票(世帯全員の住民票として証明のあるもの)

注: 上記以外にも必要に応じて参考となる書類の提出を求めることがあります。

**「今年の収入見通しが立っていない者」は、独立した生計を営む者とは認定できません。**

## 〔独立家計の証明方法〕

- a: 「昨年独立で生計を営んだ実績がある者でその収入が継続している」→昨年度の収入の証明(源泉徴収票や確定申告等)
- b: それ以外の場合→今年度の収入の証明(年収見込み証明、貯蓄額の確認等)

## 〔注意事項〕

- \* 1 必ず**所得税法上**の扶養家族ではないことが分かる書類を提出してください。健康保険上の扶養家族を証明する書類(健康保険証の扶養資格喪失の書類や、扶養手当受給資格喪失の書類)の提出は認められません。
- \* 2 二世帯住宅等では別居と認定できません。住民票で親と同じ住所となっている場合は独立家計と認められません。
- \* 3 親の所有する住宅に住むなど、親族等から便宜供与(一時的なものも含む)を受けている場合も、独立した生計を営む者とは認められません。
- \* 4 昨年の収入が無い等の理由により本人の課税(所得)証明書が発行されない方は、非課税証明書(市区町村役所発行)を提出してください。